2-14 長期療養医療と介護が必要なとき（介護医療院）

介護医療院とは、平成30年の介護保険法改正に伴って新設された施設で、介護療養型医療施設に代わり、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を提供できる施設です（介保8㉙）。

申込書類	入所申込書等
添付書類	希望する施設へ確認
申 込 者	本人（後見人等）
申 込 先	希望する施設
申込時期	入所を希望するとき
申込費用	なし

POINT

■入所条件

原則として要介護1以上の認定を受けた65歳以上の高齢者が対象です。介護医療院にはⅠ型とⅡ型があり、Ⅰ型は重篤な身体疾患を有する者及び身体合併症を有する認知症高齢者、Ⅱ型はⅠ型に比べて比較的安定した容体の高齢者を対象としています（介保規21）。

■提供されるサービス

医師や看護師等による医療ケアや介護、機能訓練等のリハビリテーション、食事・排せつ・入浴などの日常生活における介護及びレクリエーション等を一体的に提供し、看取りなど人生の最終章への対応も重要視されています。

■費　用

①要介護度に応じて決まる介護サービス費、②居住費、食費、③その他の生活費（日用品費、医療費など）が必要です。入所一時金は必要ありません。住民税非課税世帯など所得の低い人に対して、費用負担を軽減する制度があります（**2-3**参照）。

介護医療院は、従来の療養病床に比べて高度な医療技術と快適な空間づくりが求められるため、設置及び運営により多くの費用がかかり、通常の介護施設よりも月額利用料が高くなる場合もあります。

アドバイス

介護医療院は、日常的な医療が必要な重度の要介護者、看取りや終末期のケアを必要とする利用者たちの受け皿が不足しているという現状に対して、医療的なケアに、生活施設としての機能を付加し、地域に根付いた恒常的な医療や介護の細かいニーズに応えるため、「医療」「介護」「住まい」の3機能を併せ持つ新たな介護保険施設として新設されました。平成30年度からの3年間は新設が認められず、既存の療養病床や、かつて療養病床から転換した介護療養型老人保健施設からの移行が優先されることになります。

コラム　身元保証人と後見人等

本人が施設へ入所する際、施設から身元保証人（身元引受人）を求められることがあります。身元保証人について法律上の定義はありませんので、どのような義務を負担するのかについては施設との契約書等によって確認すべきことになりますが、一般的には、①利用料の支払及びその保証、②医療措置（手術・予防接種等）が必要となった場合の医療同意、③本人が亡くなった場合の遺体の引取りや、部屋の退去手続などが求められています。

施設側の立場からすると身元保証人を求める気持ちはわからなくはないですが、身元保証人となってくれる親族がいない、又は親族がいても引き受けてくれないときもあり、その場合後見人等に対して身元保証人となるよう要請してくることがあります。しかし、後見人等は身元保証人を引き受けることはできません。なぜならば①については、後見人等は本人の財産管理を行う代理人ですので利用料の支払は本来の職務内容ですが、仮に保証人として負担した場合は本人に対して求償権が生じ、本人と後見人等との間で利益が相反する関係になってしまいます。②については、そもそも後見人等には医療同意権がありません。③については、本人が死亡した時点で後見人等の職務は終了するため、権限がありません。

したがって、後見人等が施設から身元保証人となるよう要請されたときは、職務上身元保証人とはなれないことを説明し理解を得ることが必要です。それでも身元保証人が必要な場合は、後見人等に不適当な契約書上の条項は削除するなどして、職務として対応できる範囲に限定することを明記して対応をしていくしかありません。

そもそも身元保証人がいなければ絶対施設に入所できないとは限らないので、身元保証人を立てずに入所させてもらうよう、施設側と粘り強く交渉しましょう。

参考として平成28年3月7日の厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」において「身元保証人等がないことだけを理由に入所・入院を拒むことは不適切な取扱いである」ことが確認されています（前掲会議資料【高齢者支援】1.（9）介護保険施設における身元保証人等の取扱について）。

3-5 福祉サービスを利用したいとき（障害児のサービスを除く）

障害のある人が利用する福祉サービスは、市区町村の支給決定を受けて利用できます。福祉サービスの種類（障害者支援5）については、後掲 資　料 障害者の福祉サービスの分類についてを参照してください。

申請書類	（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費　療養介護医療費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書 ＊市区町村窓口で確認してください。
添付書類	障害者手帳（あれば）、診断書、収入申告書等 ＊市区町村窓口で確認してください。
申 請 者	本人（後見人等）
申 請 先	市区町村の障害福祉担当窓口
申請時期	サービス利用の前
申請費用	なし

POINT

■障害福祉サービス等利用までの流れ（概略）

障害福祉サービス等の利用までの流れはおよそ次のとおりです。

①　市区町村又は相談支援事業者に相談し、市区町村へ申請します。

②　介護給付を希望する場合には障害支援区分（下記参照）の認定が行われます。身体介護を伴わない訓練等給付の利用の場合は障害支援区分の認定は行わないで、サービス利用の意向の聴き取りに進み

ます。

③　相談支援事業所で「サービス等利用計画案」を作成してもらい市区町村に提出します。

④　市区町村では、提出された「サービス等利用計画案」や申請者の状況を勘案して、支給決定（利用できるサービスの種類や量の決定）を行い、障害福祉サービス受給者証を交付します。

ただし、訓練等給付の場合は暫定支給決定、一定期間サービス利用の後個別支援計画、支給決定となります。

⑤　支給決定に基づきサービス担当者会議（本人やサービス事業者等が参加します。）を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。サービスを提供する事業者は「個別支援計画」を作成します。

■障害支援区分（障害者支援21、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令1）

障害の多様な特性その他心身の状態に応じてそれぞれが必要とする標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、その度合いによって非該当及び区分1から区分6に分けられます。

必要とされる支援とは、障害者の自宅での一人暮らしを想定して判断されることになっています。

アドバイス

■障害福祉サービスと介護保険サービスの関係（障害者支援7）

障害福祉サービスと介護保険サービスには、サービスの利用に関して優先順位があります。原則は介護保険が優先（平19・3・28障企発0328002・障障発0328002）ですが、例外もあるので市区町村に相談することが必要です。

■共生型サービス

上記のように、介護保険優先の原則があり、障害のある人が65歳以上になった場合には、使い慣れた障害福祉サービスを使い続けられないということや、また地域によっては福祉に関する社会資源が少ないことも問題でした。

そこで、今ある資源を有効に活用し、高齢者や障害者がよりサービスを利用しやすくする仕組みとして共生型サービスが始まりました。つまり、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の指定を受けやすくするという特例が設けられたのです。

ただし、全てのサービスが対象となるものではなく、介護保険サービスと障害福祉サービスの双方の制度に共通するサービス、つまり訪問・通所・ショートステイについて、介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法のいずれかの指定を受けている事業所は、他の指定が受けやすくなったのです。

共生型サービスの指定を受けた事業所では、同一の場所で高齢者・障害者及び障害児の支援が行えるようになりました。

■居住系の施設の利用法（後掲 資　料 障害者の福祉サービスの分類について参照）

入所施設で「生活の場所と介護を提供する」という高齢者のサービスとは異なり、障害福祉サービスは「日中活動の支援」と「夜間の居住支援」を分離しているので、それを組み合わせて利用するという考え方になります。

例：（日中活動の支援）　　（夜間の居住支援）

生活介護のサービス　＋　グループホームの利用

3-6 福祉サービスの費用負担を軽減したいとき

福祉サービスの費用負担は、基本的には利用者の所得に応じて上限月額が設定されています。

申請書類	（介護給付費　訓練等給付費　特定障害者特別給付費　地域相談支援給付費　療養介護医療費）支給申請書兼利用者負担額減額・免除申請書 ＊障害福祉サービス利用申込書と兼用
添付書類	収入申告書等 ＊障害福祉サービス利用申込時に
申 請 者	本人（後見人等）
申 請 先	市区町村の障害福祉担当窓口
申請時期	障害福祉サービスの利用申込みと同時
申請費用	なし

POINT

■障害者の負担上限月額

障害福祉サービスの利用者負担は原則1割ですが、所得に応じた負担上限月額（後掲**【参考】**参照）が設定されています（障害者支援令17）。よって、支給決定を受けた範囲内の利用であれば、利用したサービスの量にかかわらず上限月額以上の負担は生じません。

資　料　障害者の福祉サービスの分類について

福祉の専門家ではない者にとって、障害福祉サービスの分類（用語）はわかりにくいものとなっています。

高齢者の介護サービスにおける入所施設とは、生活する場所であり、そこで介護サービスの提供を受ける場所のことをいいます。そして、それ（つまり、夜間と日中のサービスをまとめたもの）が入所施設サービスと考えられています。しかし、障害者の福祉サービスでは、高齢者の介護サービスとは考え方が異なっているのです。

障害者の福祉サービスでは、日中活動の支援と夜間の居住支援とを完全に区別しており、たとえ一つの施設で生活していても、それは日中活動の支援と夜間の居住支援の二つの種類のサービスを利用しているという仕組みです。

以上を念頭において後掲■障害者の福祉サービスの種類を見ると分かりやすいと思います。ここに記載されているとおり、居住系のサービス（夜間の居住支援）には、「施設入所支援」と「共同生活援助」、その他に地域生活支援事業の「福祉ホーム」があります（ただし、「短期入所」や「宿泊型自立訓練」でも夜間を含むサービスが提供されています。）。

「施設入所支援」のサービスを提供するところを障害者支援施設といい、日中は同じ施設で「療養介護」や「生活介護」あるいは「自立訓練」や「就労支援」等の日中活動系のサービスを提供しています。施設によって実施しているサービスが異なっているので、入所している施設以外の外部の事業所の日中活動のサービスを利用することもできます。

「共同生活援助」のサービスを提供するところをグループホームといいますが、グループホームでは日中活動系のサービスを提供してい

ないところもあるので、対象者の状況によっては外部の事業所でのサービスを利用する必要があります。また、グループホームで生活している人は、訪問系のサービスを利用することもあるでしょう。

いずれにしても、施設等で生活している人は、「夜間の居住支援」＋「日中活動のサービス」を利用しているともいえるのです。

■障害福祉サービスの利用例

・Ａさん

障害者支援施設に入所し、生活している。

⇩

施設入所支援（居住系）＋生活介護（日中活動系）

・Ｂさん

グループホームに入所し、デイサービスに通っている。

⇩　　⇩

共同生活援助（居住系）　　生活介護（日中活動系）

週1回ガイドヘルパーと外出。

⇩

行動援護（訪問）

■障害者の福祉サービスの種類（児童福祉法による給付は除く）

「自立支援給付」と「地域生活支援事業」はいずれも障害者の福祉サービスですが、「自立支援給付」は全国一律のサービスで、障害の種類や程度、介護者・居住の状況、サービスの利用に関する意向等及びサービス利用計画案を踏まえ、支給決定が行われるのに対して、「地域生活支援事業」は市区町村等の事業で、市区町村ごとの創意工夫により、利用者の方々の状況に応じた柔軟なサービスが提供されます。

障害福祉サービスは、次のとおりに編成されています。

1　自立支援給付

区　　分	サービスの種類	
	介護給付費	訓練等給付費
訪問系・その他	居宅介護	就労定着支援
	重度訪問介護	自立生活援助
	同行援護	
	行動援護	
	短期入所	
	重度障害者等包括支援	
日中活動系	療養介護	自立訓練（機能訓練）
	生活介護	自立訓練（生活訓練）
		宿泊型自立訓練
		就労移行支援
		就労移行支援（養成施設）
		就労継続支援Ａ型
		就労継続支援Ｂ型
居住系	施設入所支援	共同生活援助 （グループホーム）
地域相談支援	地域移行支援	
	地域定着支援	

2　地域生活支援事業

市区町村によって異なります。

①　必須事業

㋐　移動支援事業

㋑　地域活動支援センター

㋒　日常生活用具給付等事業　など

②　任意事業

㋐　福祉ホーム

㋑　訪問入浴サービス

㋒　日中一時支援

㋓　地域移行のための安心生活支援　など

■障害者のための施設等におけるサービス提供事業所

1　日中活動系その他サービス事業所（自立支援給付）

①　生活介護事業所（**3-8**参照）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

②　自立訓練事業所（機能訓練・生活訓練）（**3-9**参照）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

③　就労移行支援事業所（**3-10**参照）

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

④　就労継続支援Ａ型事業所（**3-10**参照）

一般企業等への就労が困難な人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑤　就労継続支援Ｂ型事業所（**3-10**参照）

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

⑥　就労定着支援事業所（**3-10**参照）

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

⑦　自立生活援助事業所（**3-7**参照）

一人暮らしに必要な理解力、生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し必要な支援を行います。

⑧　短期入所事業所（ショートステイ）（**3-14**参照）

介護者の疾病等の理由により、短期間の入所を必要とする方が入所して入浴・排せつ・食事の介護その他の必要な支援を行います。

⑨　宿泊型自立訓練事業所（**3-9**、**3-15**参照）

居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

2　居住系サービス事業所（自立支援給付）

①　施設入所支援事業所

施設に入所する人に、夜間、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

②　共同生活援助事業所（グループホーム）（**3-14**参照）

地域における共同生活住居において、相談、入浴・排せつ・食事の介護その他必要な支援を行います。

3　その他の施設

その他の施設には、福祉ホーム（**3-15**参照）などがあります。市区町村などによる地域生活支援事業の一つです。